

○電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>電波法関係審査基準を次のように定める。</p> <p>電波法関係審査基準</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 免許を要する無線局の一般的審査(第3条)</p> <p>第3章 免許を要する無線局の個別審査(第4条・第5条)</p> <p>第4章 免許を要する無線局の変更の許可(第6条—第12条)</p> <p>第5章 特定無線局の免許等の審査(第13条—第17条)</p> <p>第5章の2 特定基地局の開設計画の認定等の審査(第17条の2—第17条の6)</p> <p>第6章 外国の無線局の運用の許可(第18条)</p> <p>第6章の2 登録局の登録等の審査(第18条の2—第18条の7)</p> <p>第7章 無線従事者の免許等(第19条—第26条)</p> <p>第8章 識別信号の指定基準(第27条・第28条)</p> <p>第9章 呼出符号表等に代えられる書類の認定(第29条・第30条)</p> <p>第10章 検査等事業者の登録(第31条・第32条)</p> <p>第11章 登録証明機関等の登録等(第33条—第39条の3)</p> <p><u>第11章の2 登録修理業者の登録等</u></p> <p>第12章 伝搬障害防止区域の指定(第40条—第43条)</p> <p>第13章 伝搬障害の判定(第44条・第45条)</p> <p>第14章 武力攻撃事態等における無線局の免許の変更の許可等の特例(第46条)</p>	<p>電波法関係審査基準を次のように定める。</p> <p>電波法関係審査基準</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 免許を要する無線局の一般的審査(第3条)</p> <p>第3章 免許を要する無線局の個別審査(第4条・第5条)</p> <p>第4章 免許を要する無線局の変更の許可(第6条—第12条)</p> <p>第5章 特定無線局の免許等の審査(第13条—第17条)</p> <p>第5章の2 特定基地局の開設計画の認定等の審査(第17条の2—第17条の6)</p> <p>第6章 外国の無線局の運用の許可(第18条)</p> <p>第6章の2 登録局の登録等の審査(第18条の2—第18条の7)</p> <p>第7章 無線従事者の免許等(第19条—第26条)</p> <p>第8章 識別信号の指定基準(第27条・第28条)</p> <p>第9章 呼出符号表等に代えられる書類の認定(第29条・第30条)</p> <p>第10章 検査等事業者の登録(第31条・第32条)</p> <p>第11章 登録証明機関等の登録等(第33条—第39条の3)</p> <p>第12章 伝搬障害防止区域の指定(第40条—第43条)</p> <p>第13章 伝搬障害の判定(第44条・第45条)</p> <p>第14章 武力攻撃事態等における無線局の免許の変更の許可等の特例(第46条)</p>
第1章～第11章 (略)	第1章～第11章 (略)
<u>第39条の4 登録修理業者規則(以下この条において「省令」という。)第2条第1項の申請書及びその添付書類を受理したときは、法第38条の40第1項及び省</u>	

令第3条に基づき、その申請について審査し、次の各号に適合していると認めるときは登録する。

(1) 修理の方法が省令第3条に適合していること。

(2) 法第38条の39第3項により添付された修理方法書の内容は次に適合していること。

ア 修理の方法は、修理の箇所ごとの修理の手順及び作業の管理の方法等について、写真及び図表を用いる等により明確化され分かりやすく記載されていること。

イ 修理の確認の方法は、省令別表第2号各項に適合していること。

ウ 測定器等は、修理の確認に必要なものについて、測定器等ごとにその名称又は型式、製造事業者名及び製造番号がすべて記載されていること。

エ 較正等の計画は、別表第2号第2項又は第3項の基準を満たすこととなるよう定められていること。

オ 特性試験を委託しているときは、別表第2号第3項(1)から(3)までの事項に係る受託者との取決めの内容及び委託による特性試験の適切な実施が確保できることが確認できること。

カ 修理を行う特別特定無線設備に関し、次の事項が確認できること。

(ア) 特別特定無線設備の工事設計に関する情報

(イ) 修理の箇所ごとの修理の方法に関する情報

(ウ) 特別特定無線設備の製造業者から工事設計及び修理の箇所ごとの修理の方法に関する情報の提供を受けた事実

(3) 省令別表第4号の説明及び省令第2条第3項第2号の参考となる事項により、特別特定無線設備の修理の結果のいずれもが、法第三章に定める技術基準に適合することを確保することが可能である（複数の事務所において修理を行う場合を含む。）と認められること。

(4) 修理方法書等により、法第38条の43の義務の履行について次のことが確

<p><u>認</u>できること。</p> <p><u>ア</u> 修理及び修理の確認の記録として <u>省令別表第2号に基づき実施した特 性試験の実施状況（特性試験の全部 又は一部を委託し実施した場合はそ の旨を含む。）及び特性試験の結果 （同表第5項により特性試験を省略 した場合はその旨）</u></p> <p><u>イ</u> 修理及び修理の確認の記録及び保 存の方法等が示されていること。</p> <p><u>第39条の5 省令第5条の変更登録の申請 書及びその添付書類を受理したときは、 前条各号により審査し、適合していると 認めるときは変更登録する。</u></p>	
<p>第12章～第14章 （略）</p>	<p>第12章～第14章 （略）</p>